

3年生以上

平成28年度前期分

授業料免除申請受付

このことについて、「八戸工業高等専門学校授業料及び寄宿料の免除等に関する規則」第3条及び第4条（学生便覧P.179記載）等により、下記のとおり申請を受付けします。

記

1. 対象者

(1) 経済的理由による場合

4年生以上の者で、経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者

(2) 特別な事情による場合

4年生以上の者で、次の特別な事情により、納付が著しく困難であると認められるもの

① 納期前6月以内（平成27年10月～平成28年3月）において、学生の学資を主として負担している者（以下、学資負担者）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(3) 授業料免除における特別措置による場合

納期前6月以内（平成27年10月～平成28年3月）において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合

★ 留年中の者及び免除申請時前6月以内において懲戒処分を受けた者は、原則として免除を許可しない。

★ 就学支援金の支給対象は1～3年生であり、4年生以上には支給されない。新4年生以上で授業料免除を希望する者は忘れずに申請すること。

2. 説明会

第1回：平成28年2月24日（水） 16：00～ 合併教室

第2回：平成28年3月 1日（火） 13：00～ 合併教室

※申請希望者はどちらかの日程に出席してください。

3. 申請用紙の配付および受付期間

配 付：説明会場及び学生係

受付期間：平成28年2月24日（水）～4月8日（金）

受付場所：学生係（郵送可）

1～2年生

平成28年度前期分

授業料免除申請受付

このことについて、高専機構独自による授業料免除により、下記のとおり申請を受付けします。

記

1. 対象者

- ① 高等学校等就学支援金制度の対象となる1～3年生までのうち、授業料の全額が支援されない者で、納期前6月（平成27年10月～平成28年3月）以内において、当該学生の学資を主として負担している者（以下、学資負担者）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた者
- ② 高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない3年生以下の者であり、かつ学業優秀で、授業料免除の基準を満たす者
- ③ 高等学校等就学支援金制度の対象となる1～3年生までのうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者

2. 説明会

第1回：平成28年2月24日（水） 16：00～ 合併教室

第2回：平成28年3月 1日（火） 13：00～ 合併教室

※申請希望者はどちらかの日程に出席してください。

3. 申請用紙の配付および受付期間

配 付：説明会場及び学生係

受付期間：平成28年2月24日（水）～4月8日（金）

受付場所：学生係（郵送可）